

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定

保険医療機関等の指定

土地改良事業の認可(二件)

土地改良法による換地計画の適否の決定

土地改良法による換地処分

林業種苗法による生産事業者の登録

木材業者及び製材業者の登録

木材業者の登録の変更

◇ 選管告示 政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収入に関する報告書の要旨(二件)

◇ 教委告示 教育委員会の招集

鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

告 示

鳥取県告示第百六十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十六年二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
藤 田 医 院	岩美郡岩美町大字浦富一〇三〇	昭和五十六年二月五日

鳥取県告示第百六十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十六年二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
マリ 医院	西伯郡淀江町今津一五〇	昭和五十六年二月十五日
みなと調剤薬局 米子店	米子市花園町一三〇一―一九	昭和五十六年二月二日

鳥取県告示第百六十五号

米子市から申請のあつた市営土地改良(兼久地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年二月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百六十六号

日南町から申請のあつた町営土地改良(福塚(宮田)地区は場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年二月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百六十七号

昭和五十六年一月二十日付けで用瀬町から申請のあつた樟原地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十六年二月十八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
用瀬町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鹿野町から同町が行う土地改良事業に係る河内第二地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百六十九号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号 二百二十六	生産事業者の氏名 坂本 榮雄	生産事業者の住所 鳥取市高路 三二二の一	生産事業の内容 穂の採取並 びに幼苗及 びの苗木の育	事業所の名称 坂本 榮雄 苗 畑	事務所の所在地 鳥取市高路
---------------	-------------------	----------------------------	-------------------------------------	------------------------	------------------

鳥取県告示第百七十号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

木材業者

登録番号	登録年月日	住 所	氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名
鳥木第六七号	昭和五十六年 一月十二日	気高郡鹿野町 水谷七一五	中川 俊昭
八木第九七号	昭和五十五年 九月十日	八頭郡智頭町 西谷二四一	声高 義彰
九八号	昭和五十五年 九月二十五日	若桜七九一	中村 精造
九九号	昭和五十五年 十一月八日	北村四八〇	森田 忠義
一〇〇号	昭和五十五年 十二月十六日	若桜七三六	神田 利夫
倉木第一〇六号	昭和五十五年 七月二日	東伯郡大栄町 西園三四九	株式会社光陽 代表取締役 牧田 亨
一〇七号	昭和五十五年 八月十八日	赤碕町 出上二二一	福本 憲幸
一〇八号	昭和五十五年 十一月二十日	倉吉市小田二 一九一八	山本 勝雄
一〇九号	昭和五十五年 十二月二十三日	東伯郡東伯町 別宮四三六	杉山信一郎

米木第七六号 七七号	昭和五十五年 八月一日 昭和五十五年 八月二日	米子市西福原 七九四ノ一 米子市上新印 字荒新前一七四	春日林業合名会社 代表社員 田中 明盛	松山 和則
---------------	----------------------------------	--------------------------------------	---------------------------	-------

製材業者

登録番号	登録年月日	住 所	氏名又は法人その他の団 体の名称及び代表者の氏 名
倉製第六〇号 米製第六二号	昭和五十五年 十一月二十五日 昭和五十五年 八月二日	倉吉市西倉吉 町十五番四地 米子市上新印 字荒新前一七四	久米産業株式会 社 取締役社長 桑本 篤 春日林業合名会 社 代表社員 田中 明盛

鳥取県告示第七十一号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第七条第二項の規定に基づき、次のとおり木材業者の登録の変更をしたので、同条第三項において準用する同条例第六条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 登録年月日及び登録番号
昭和五十五年四月一日倉木第四号
- 2 住所及び名称

- 3 倉吉市山根五四五
株式会社倉吉木材市場
代表者の氏名

変更前	取締役社長 藤井政雄
変更後	取締役社長 松田因善

4 登録の変更の年月日

昭和五十五年十二月三日

- 二 1 登録年月日及び登録番号

昭和五十五年四月一日倉木第一号

- 2 住所及び名称

倉吉市上井一九〇

関西パーケット工業株式会社

- 3 代表者の氏名

変更前	取締役社長 藤井政雄
変更後	代表取締役 藤井英人

4 登録の変更の年月日

昭和五十五年十二月三日

- 三 1 登録年月日及び登録番号
昭和五十五年四月一日倉木六九号
- 2 住所

3 倉吉市広瀬九四二
名称及び代表者の氏名

変 更 前	谷口林産 谷口一寿
変 更 後	有限会社谷口林産 代表取締役 谷口一寿

4 登録の変更の年月日

昭和五十六年一月二十八日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十六年二月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称	代表者 氏名	会計責任 者氏名	主たる事務所の所在地	備考 その他 の政治 団体
---------	-----------	-------------	------------	------------------------

清水小弥太後援会	村本 富夫	佃 正男	倉吉市福庭一六七	
吉田忠良後援会	三谷 由美	金田 順珍	倉吉市円谷一四三	
川田良雄後援会	麩 巖	麩 巖	東伯郡東郷町松崎五九二 一八	
丸山智後援会	山崎 憲章	丸山 隆昌	八頭郡家町市場二七二	
藤井省三後援会	岡本 勝良	土井 昭雄	倉吉市上井源平田三五三	
藤井省三後援藤和 会	尾和 博行	井上 零子	倉吉市山根四三	

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十六年二月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称	異動事項	新	旧
公明党米子総支部	主たる事務所の所在地	米子市河崎二三五	米子市立町四一七七―九
〃	代表者	矢普留 宗	庵野 勝文
〃	代表者	長尾 寛	福谷 勝三
原田一雄後援会	代表者	中原 明	原田 仙松
戸田重治後援会	会計責任者	戸田 美登里	松本 正人
古井喜実を激励する会	代表者	鶴田 憲次	上根 政幸

鳥取県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年二月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称	代表者	氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	備考
藤井政雄後援会	河本 茂	井上 零子	井上 零子	倉吉市上井源平田三五三―五	その他政治団体
藤井政雄後援信託会	北野 節夫	井上 零子	井上 零子	倉吉市山根喜助谷四三	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十六年二月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

藤井政雄後援会	団休分	900,000
報告年月日 昭和56年1月28日	その他の収入	11,133
(昭和55年11月5日解散)	1件10万円未満のもの	11,133
1 収入総額	前年繰越額	31,862
2 支出総額	4 支出の内訳	
3 収入の内訳	経常経費	212,460
寄附	備品、消耗品費	212,460
個人分	政治活動費	726,000

組織活動費	726,000	個人分	1,500,000
5 寄附の内訳		その他の収入	12,352
(寄附者) (金額) (住所)		1件10万円未満のもの	12,352
(個人分)		前年繰越額	101,904
藤井政雄 1,500,000 東郷町		4 支出の内訳	
(団体分)		経常経費	93,100
年間100万円以下のもの	900,000	備品、消耗品費	93,100
		政治活動費	835,829
		組織活動費	794,829
		その他の経費	41,000
藤井政雄後援信政会		5 寄附の内訳	
報告年月日 昭和56年1月28日		(寄附者) (金額) (住所)	
(昭和55年11月5日解散)		(個人分)	
1 収入総額	1,614,256円	藤井政雄 1,500,000 東郷町	
2 支出総額	928,929	寄附	1,500,000
3 収入の内訳			

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十六年二月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 正 夫

◎その他の政治団体		1 収入総額	203,990円
期間 昭和54年1月1日~12月31日		2 支出総額	102,086
足立智恵後援会		3 収入の内訳	
報告年月日 昭和56年1月6日		寄附	200,000
1 収入総額	51,400円	団体	200,000
2 支出総額	0	前年繰越額	3,990
前年繰越額	51,400	4 支出の内訳	
		経常経費	4,500
		備品、消耗品費	4,500
		政治活動費	97,586
全国内水面政治連盟鳥取県支部		組織活動費	81,586
報告年月日 昭和56年1月23日		機関紙誌の発行 その他の事業費	16,000
1 収入総額	34,000円	宣伝事業費	16,000
2 支出総額	34,000	5 寄附の内訳	
3 収入の内訳		(寄附者) (金額) (住所)	
個人の党費、会費(17人)	34,000	(団体分)	
4 支出の内訳		年間100万円以下のもの	200,000
経常経費	4,000		
人件費	4,000	藤井政雄後援会	
政治活動費	30,000	報告年月日 昭和56年1月28日	
組織活動費	30,000	1 収入総額	867,516円
		2 支出総額	835,654

3 収入の内訳			
寄附	800,000	備品、消耗品費	360,644
団体	800,000	政治活動費	475,010
その他の収入	1,612	組織活動費	475,010
1件10万円未満のもの	1,612	5 寄附の内訳	
前年繰越額	65,904	(寄附者) (金額) (住所)	
4 支出の内訳		(団体分)	
經常経費	360,644	年間100万円以下のもの	800,000

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十六年二月十七日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

- 一 日時 昭和五十六年二月二十一日(土)午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七二番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題 (1) 昭和五十六年度教育行政施策について
(2) その他

鳥取県教育委員会告示第四号

昭和五十六年度鳥取県立高等学校専攻科の入学者選抜を次の要項によりて実施する。

昭和五十六年二月十七日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

- 1 募集学校及び募集生徒数

高等学校名	学科名	所在地	募集生徒数
鳥取東高等学校	専攻科	鳥取市立川町五丁目210	約100人
倉吉東高等学校	専攻科	倉吉市下田中61の1	約100人
米子東高等学校	専攻科	米子市勝田町1	約100人

- 2 出願資格

- (1) 高等学校(これに準ずる学校を含む。)を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条各号のいずれかに該当する者

- 3 出願期間及び受付場所

(1) 出願期間 昭和56年4月2日(木)から同月4日(土)までとする。
ただし、郵送による場合は、昭和56年3月31日(火)までの消印のあるものに限る。

- (2) 受付時間 4月2日及び3日 9時から17時まで
4月4日 9時から12時まで
- (3) 受付場所 各志望高等学校
- 4 出願手続
- (1) 入学志願者は、出願期間内に次に掲げる書類を志望高等学校長に提出しなければならない。
- ア 入学志願書 (各志望高等学校から交付を受けたもの) に入学選抜手数料として 800円に相当する額の鳥取県収入証紙 (消印をしないこと。) をはり付けたもの
- イ 出身高等学校長の発行する調査書 (大学受験用の調査書と同様とする。) 又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類
- ウ 出願前 3箇月以内に撮影した脱帽、上半身、名刺版の写真1枚 (裏面に出身学校名、氏名及び生年月日を記入すること。)
- (2) 各募集高等学校長は、入学志願書等を受理したときは、入学志願者に受検証を交付するものとする。
- 5 入学者選抜学力検査の期日等
- (1) 期日 昭和56年4月7日 (火) 9時から (ただし、8時30分までに集合すること。)
- (2) 場所 各志望高等学校
- (3) 学力検査の科目 国語 (現代国語及び古典)、数学 (数学 I) 及び英語
- 6 入学者選抜の方法
入学者の選抜は、入学志願者の提出した書類の審査、入学者選抜学力検査等の結果を総合して行う。
- 7 合格者の発表
昭和56年4月10日 (金) 12時に各募集高等学校に合格者の氏名を掲示する。
- 8 注意事項
- (1) 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。
- (2) この要項に関する質疑事項は、各志望高等学校へ問い合わせること。
- 9 参考事項
- (1) 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的として次の科目を履修させる。
国語、数学、外国語 (英語)、理科、社会及び保健体育
- (2) 専攻科の修業年限は、1年とし、学期は、第1学期 (4月から8月まで) 及び第2学期 (9月から翌年3月まで) の2期とする。
- (3) 専攻科の生徒の学習評価、単位認定、修了等については、高等学校の全日制課程に準ずるものとする。